

はじめに

平成9年7月の発足以来、耐震基準小委員会は土木構造物の合理的な耐震設計のあり方について調査研究を進めてきました。そして、4年間の成果として、土木構造物の耐震設計ガイドライン(案)(副題:耐震基準作成のための手引き)がまとまりましたので、ここに報告する次第であります。

平成7年1月に兵庫県南部地震が発生し、土木構造物が大きな被害を受けたことはまだ記憶に新しいところです。以来関係各機関においては、この地震に対応する新しい耐震設計基準の策定が急務となりました。そして、土木学会から第1次、第2次の「土木構造物の耐震基準等に関する提言」が発表され、それをふまえて続々と新しい基準が誕生いたしました。

本小委員会はそれらの基準の作成に携われた各機関の担当者をお呼びして、基準をご説明いただき、議論して理解を深めるなどの調査を実施いたしました。また、耐震設計の研究者から講演いただき、最先端の技術を知るといった研究も実施してきました。

そして、その調査研究に基づいて小委員会でガイドライン原案を作成して審議を行い、より進んだ耐震基準の研究に努力いたしました。その会合は4年間で26回に及びます。また、それと同程度の幹事会も開催しました。

本ガイドライン(案)は副題にありますように、関係各機関の方々が今後さらに新しい耐震基準を作成される場合の参考となるように作成したものです。したがって、現在、実務設計に応用可能な新しい技術を取り込んだつもりであります。しかし、まだ課題も多くあり、これを解決するための努力を今後も続けなくてはなりません。そして、そのためには本小委員会の努力だけではなく、多くの方々の意見も必要であります。

この小委員会は土木学会地震工学委員会の中の常設小委員会として発足したものです。したがって、このガイドライン(案)も当然委員会の承認を受けて発行されるべきであります。またその審議を受けていないため、ガイドラインに(案)をつけたままといたしました。この時点で講習会を実施する目的は、このガイドライン(案)の存在を皆様にご知らせいただき、先に述べたように多くの方々の意見をいただきたいからであります。そしていただいた意見を参考としながら、このガイドライン(案)をよりよいものにするよう努力する予定です。

今後の課題としては、断層変位への対応と社会防災に関する問題があります。後者は原案の作成まで行ったのですが、委員会で審議することができませんでしたので、今回の掲載は見送らせていただきました。執筆くださった方にはお礼とお詫びを申し上げます。

最後に、本小委員会の活動をご支援いただいた地震工学委員会の委員および土木学会事務局、本小委員会で貴重な情報を提供くださった方々、そしてお忙しい中、原案執筆、審議その他の委員会活動にご努力された委員の皆様へ厚く御礼申し上げます。

平成13年9月
耐震基準小委員会 委員長
西村 昭彦